



東旭川町東桜岡

目次

1. 組合長あいさつ	p1
2. 第51回通常総代会終了	p1
3. 令和3年度決算関係	p2
4. 森林組合の合併について	p3
5. 令和4年度組合 部門別の取組概要	p5
6. 令和4年度森林整備事業の実施	p6
7. 地区別事業推進会議の質疑応答集	p7
8. お知らせ、お願い	p8
9. 旭川市森林組合役員紹介	p9
10. 合併後の旭川市森林組合組織図	p10
11. 訃報	p11

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和 4 年 6 月末現在)

組合員数 1,308名

森林所有面積 10,799.25ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当組合事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第51回総代会は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症防止の観点から書面議決のお願いとなり大変残念な開催となりました。総代各位のご理解とご協力により提出議案14件を原案のとおり議決されましたことに感謝申し上げます。

さて、旭川市、東神楽町森林組合の合併は、令和4年6月1日開催の第1回合併理事会、監事会において新体制が決まりスタートしました。管轄エリアが拡大したこと、所有者負担の平等性や組合員の森林意欲の向上が図られるよう、行政支援を要請するとともに、組合員皆様の

森林・林業を守り信頼される組織づくりのため一層努力して参ります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のほか、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で先行き不透明の状況です。

ウツドシヨックによる伐採量の急増も予想されますが、目まぐるしい変化に対応しながら持続可能な社会の実現に向け、限られた予算の中で計画した森林整備を進めて参ります。

最後に、林業においては依然として災害事故が多く発生しており、安全確保に向けより一層の取り組みが必要となっております。安心安全な職場づくりに努めるとともに、組合員皆様の森林を守り、少しでも多く還元できるように努めて参りますので、組合員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

第51回通常総代会を終了

旭川市民文化会館において第51回



総代会組合長挨拶

通常総代会を令和4年2月25日に開催しました。

今年も昨年に続き、新型コロナウイルス感染症対策のため書面議決を推奨し、関係機関、指導機関の方々の来席を控えさせて頂いての開催となりました。

総代定数209名うち欠員4名の205名、本人出席26名、委任代理人出席10名、書面議決118名、合計154名で開会されました。議長



菅野議長挨拶

に東旭川地区の菅野孝夫総代を選任して、上程された議案すべてが原案どおり承認、決定を頂きました。

事業報告と剰余金処分案、事業計画、特別議決事項として森林組合の合併関係について審議され、提出議案14件が原案どおり承認されました。

木津組合長は開会挨拶で、令和3年度の事業概況について、一昨年の世界経済停滞による木材需要の落ち込みから、昨年は一変して道産材需要の急増と価格アップで道産材に注目が集まりました。道産材需要の高まりを好機と捉え、その対応にしっかりと取り組まれました。

また、森林整備事業では、旭川市、比布町の委託事業を受託。民有林の作業道整備は、懇談会で要望された地域の実情を解消できるよう旭川市と比布町に理解を頂いて整備を進める事も出来ました。

総代会で提案させて頂いた高性能林業機械は、作業員を通年雇用するため、旭川市の担い手支援補助制度で導入し、森林整備事業に取り組みできました。

組合員皆様のご協力とご支援、職員、作業員、協力事業体の取り組みにより、令和3年度は、事業総収益2億4千万円、事業利益924万円、

当期未処分剰余金1,163万円の計上となりました。

東神楽町森林組合との合併は、平成30年9月13日の合併協議会設立から、幹事会9回、協議会6回を開催し、令和3年11月30日に合併契約の調印をすることが出来ました。今後は新体制誕生の合併登記まで、組合員のご理解とご協力を頂き、関係機関のご指導をお願い申し上げます。

令和4年度の運営方針について、組合員の理解を得ながら、伐採跡地の再造林を基本に、確保された予算の中で森林整備を実施して参ります。

今年度は東神楽町森林組合との合併による新体制が6月1日からスタートします。管轄エリアが拡大する事から旭川市、比布町、東神楽町の協力は不可欠です。

森林所有者に代わり、所有者負担の平等性や、組合員の森林意欲の向上が図られるよう、行政支援を要請して参ります。

組合員皆様のご協力と各関係機関のご支援をお願いしたいと挨拶しました。



総代会風景

議案

- 議案第1号
令和3年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について
- 議案第2号
森林組合の合併について
- 議案第3号
合併契約書の承認について
- 議案第4号
合併及び事業経営計画の承認について
- 議案第5号
定款及び定款附属書の一部改正について
- 議案第6号
令和4年度事業計画の設定について
- 議案第7号
令和4年度賦課金の額、徴収時期及び徴収方法の決定について
- 議案第8号
令和4年度内における借入金の最高限度額決定について
- 議案第9号
令和4年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について
- 議案第10号
一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について
- 議案第11号
余剰金の預け入れ先の決定について
- 議案第12号
各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について
- 議案第13号
令和4年度役員報酬の決定について
- 議案第14号
組合員の除名扱いについて
- 付帯決議
議決事項中、権利義務に関与しない字句修正、その他軽微な事項については、組合長に一任されたい。

旭川市・東神楽町の森林組合

合併議決

平成30年9月13日合併協議会設立以来、幹事会、協議会、両組合の理事会で協議を重ね、令和3年11月30日に関係者立会のもと合併契約が調印されました。

その後、旭川市森林組合は令和4年2月25日開催の総代会、東神楽町森林組合は同年同月17日開催の総会で決議され、令和4年6月1日に存続組合を旭川市森林組合として合併登記を完了し、東神楽町森林組合は同日付で解散致しました。



調印後に記念撮影する関係者（令和3年11月30日）

●議案第二号 森林組合の合併について

●森林組合の合併は、森林・林業再生に向けた組合の役割を果たすため旭川市西神楽地区に隣接する東神楽町森林組合との合併により、市町村を越えての広域化による事業展開を進め、安定的な事業量の確保と経営基盤の強化を図るために行われるものです。

●森林の持つ公益的機能の維持管理に努め、森林管理体制の構築と組合員の所有山林を始め、地域林業・地域社会の発展に貢献していく事を目標に目指すことが合併の目的です。

●合併により組合員と緊密な連携のもと、積極的な森林整備を中心に行ない行政のご支援をいただき、組合員の林業経営の安定と自立経営の実現を目指して参ります。

●合併により事業運営の合理化・施設コスト軽減に努め、合併メリットが事業運営に反映され組合員に合併効果を還元出来るよう、両組合員が積極的に組合を利用することと信頼ある森林施業の実現に努め、中期的・将来に向け合併効果の実現を図られることが目的であります。

●本合併について組合員皆様の森林・林業を守り信頼される組織づくりのため一層努力して参りますので組合

員のご理解をいただきたく提案致します。

●議案第三号 合併契約書の承認について

合併参加組合	合併の名称	新組合の名称	事務所の所在地	新組合の所在地	組合員資格	出資額	持分	財産	賦課金	職員	役員	総代会	事業年度
旭川市森林組合・東神楽町森林組合	旭川市森林組合	旭川市森林組合（存続組合）	旭川市工業団地3条1丁目2番15号（支所は置かない）	旭川市・比布町・東神楽町の区域とする	森林所有面積0.3ha以上	1,000円	持分調整をしない 固定資産は帳簿価格で引継ぐ （法定準備金含む）	欠損金は合併前に旧組合で処理する	組合員割1,000円 面積割200円/ha （0.3ha以上、10ha未満） 面積割100円/ha （10ha以上）	合併期日に全員引継ぐ	役員定数 理事12人 監事2人	総代会制 毎年1月1日から12月31日	毎年1月1日から12月31日

合併後の役員、総代の定数配分

単位：名

区別	地域	組合員数	役員		役員推薦 構成員	総代数
			理事	監事		
第1区	江丹別・神居	240	2	1	3	48
第2区	西神楽	137	2		3	19
第3区	東旭川	434	2	1	3	58
第4区	東鷹栖	176	2		3	27
第5区	比布	229	2		3	34
第6区	東神楽	143	2		3	24
計		1,359	12	2	18	210

○役員任期は就任後の3年以内の最終決算期の通常総代会終了時
○合併後開催される最初の通常総代会までは理事15名、監事4名とする
○総代選挙は合併後開催。総代会前に日程調整を行ない実施する



合併協議会（令和4年1月26日）

事業経営の実施方針

事業名	実施方針
指導事業	森林施業の集約化を図るため、地区別懇談会の開催、広報誌やホームページで情報提供し、森林経営計画の締結を基本に提案型施業の普及、定着を図ります
販売事業及び林産事業	集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元に努める。
森林整備事業	各種補助事業を積極的に活用し、組合員の森林整備を進めるとともに民間事業者との連携を図り、信頼ある森林施業実現を図る。
利用事業	市町村発注の事業を受注し委託事業拡大に努める。また、野生化アライグマ捕獲事業を継続して受託し個体数の低減に努める。
購買事業	山行苗木の確保及び提供、各種キノコ資材、緑化木等を組合員の要望に応じた斡旋を行う。

●議案第四号 合併及び事業
経営計画の承認について

事業経営の基本方針

地域民有林の適切な森林管理を担い健全な経営及び道産材の安定供給の担い手としての役割を果たすため、厳しい経営環境下においても、一定の事業利益を確保できる組織体制と効率的な事業経営を図る。

合併時における組合員の経営する森林面積の合計

区分	森林面積	関係市町村
合併前組合		
旭川市森林組合	9,749ha	旭川市、比布町
東神楽町森林組合	1,080ha	東神楽町
合併後の組合	10,829ha	旭川市、比布町、東神楽町

森林施業の事業計画

区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
植林	58ha	50ha	50ha	50ha	50ha
保育	320ha	320ha	320ha	320ha	320ha
林産	10,000m ³	10,000m ³	10,000m ³	10,000m ³	10,000m ³



合併調印 (令和3年11月30日)



合併調印

令和四年度 部門別の取組概要

●運営の基本方針

一、森林組合系統運動「Forest ビジョン2030」の策定を進めて参ります。

二、昨今の持続可能な社会の実現に向けその役割を果たせるよう、組合員の理解を得ながら伐採跡地の再造林を基本に、確保された予算の中で植林、下刈、間伐等の森林整備を実施して参ります。

三、東神楽町森林組合との合併で旭川、比布、東神楽に地区が拡大することから、所有者負担の平等性や組合員の森林意欲の向上が図られるよう、行政支援を要請して参ります。

四、担い手の育成・労働力確保の取組みとして、今年度も補助制度



皆伐作業（東鷹栖）

を活用して林業機械を導入し、直営による冬山造材を行い通年雇用化を進めて参ります。

五、労働安全衛生に係る様々な取組や対策をとり、労働者一人一人の労働安全に対する意識を高め、労働災害ゼロに向け安全な職場環境に努めて参ります。

●指導部門

一、森林組合系統運動「Forest ビジョン2030」の策定

二、造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導

三、令和5年の森林経営計画組替えに向け加入推進と経営案作成準備

四、木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り、その他）

五、森林認証の普及

六、山火事予消防と不法投棄防止の啓発

七、組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）

●販売部門

一、集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元

二、系統販売力の強化と経費削減に努める

三、コロナ禍における原木流通の状況を見極め、所有者の意向に配慮

四、薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

・森林整備事業

一、森林経営計画を基本に森林整備の予算確保と活用で、造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施

・森林整備計画

植林	58	62	ha
被害地	0	38	ha
下刈	197	41	ha
除伐	13	39	ha
保育間伐	14	18	ha
枝打ち	1	68	ha
利用間伐	92	56	ha
皆伐	50	00	ha

二、民間事業者との連携を図り、効率的な森林施業に努める

三、搬出間伐・下刈・植林の森林整備は所有者負担を願ひ、森林整備の推進に努める

四、主伐地に対する確実な再造林を

行い、造林未済地の解消に努める。

五、労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催し、災害ゼロに努める



砂利敷（東旭川）

・利用事業

一、林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む

二、請負事業と市有林、町有林入札への積極的参加により、事業量の確保を図る

三、森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務

・購買事業

一、造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋

二、野鼠駆除剤の斡旋

三、きのこ栽培資材の斡旋（原木、楢木、各種菌）

・林地供給事業

一、林地流動化情報の収集、林地斡旋売買

二、森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋

・金融

一、林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

一、合併によるメリットを実現するため、組織及び経営の体制強化を図る

二、林地流動化に伴う組合所有林の取得等について

三、森林環境譲与税の活用方法の検討

四、高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

一、林業機械の導入（フェラバンチャージャー）1,950万円

令和四年度 森林整備事業の実施

前年比104%の森林整備予算の配分決定となった本年は、植林や保育を着実に実施するため1人を補充し直営作業員13名体制で作業を行っています。

ただ、植栽は伐採と造林の一貫作業が図られるよう計画的に事業を実施しておりますが、造林予算の関係上、お待ち頂いております。組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎植林

今年度は伐採跡地への植林を58ha（旭川55ha、東神楽3ha）計画し造林未済地の解消に努めて参ります。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり上限6万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。林地流動化や転用に於ける植林は所有者負担はありません。



植林（東旭川 市有林）

◎下刈

下刈は197ha（旭川174ha東神楽23ha）を計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6～8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり6～12千円です。



現場作業の皆さん

◎利用間伐

山林の状況に応じた定性間伐と列状間伐による間伐を89ha（旭川83ha、東神楽6ha）計画しています。昨年同様、利用間伐の所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和3年の間伐素材代の還元金はhaあたり72～204千円の幅があり平均で128千円です。

◎その他

除伐、枝打ちは所有者負担がありません。

◎補助事業についての注意点

注意1 補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林整備計画が樹立されていなければなりません。

注意2 補助金を活用して森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、実施した次の年から5年間は、森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければなりませんのでご注意ください。



作業前打合せ

とみはら自然の森

5月1日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行います。

とみはら自然の森は旭川市内江丹別（中心部から車で約40分）にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2.5kmあり、森林全体を歩く2時間ほどかかります。豊かな森林を感じながら、のびのびと森林散策してみてもいいです。

開園期間…5月5日～10月30日
開園時間…午前9時～午後3時



とみはら自然の森 打合せ

□お問い合わせ先
とみはら自然の森ふれあい館
電話 〇一六六一七三二二四二
旭川市農政部
農林整備課森林振興係
電話 〇一六六一二五七七四五九

地区別事業推進会議の質疑応答集

2月1～7日に亘り各地区で開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答です。



地区別懇談会 西神楽地区

- 問** 東神楽町森林組合の森林面積は、**答** 1,080 haです。
- 問** 各地区の役員数や現在の区割りは、**答** これまで議論しましたが、今は変えないということになりました。
- 問** 国有林の仕事は受けたりますか。**答** 基本的に民有林を優先していますので、していません。
- 問** 皆伐の推進はどの様に行っていますか。**答** 皆伐に達した山主に事業の声をかけをしています。
- 問** 山行苗とは。



地区別懇談会 東鷹栖地区

- 問** 30 cm以上などの規格があり、植林する苗木のことです。**答** ウッドショックの今後の動向はわかりません。
- 問** わかりませんか。**答** 最近山を購入し、太陽光パネルを建てる業者が出ていると聞いたが、旭川ではそういった業者が出てきていますか。
- 問** 旭川では聞いていません。**答** 高性能林業機械はどの様な体制で使えますか。
- 問** 今年1月に導入し、現在0.8 haの皆伐をして、その後3 haの皆伐も予定しています。春には地拵えを考えていて直営班で行っています。



地区別懇談会 比布地区

- 問** 最近、他の森林組合の合併の話はありますか。**答** ありません。
- 問** 事業申込書があるが、自分の山の状況がわからないので、何をお願いしたらいいのかわからない。**答** 組合の職員に聞いたり、電話を頂ければ対応できます。
- 問** 日本製紙では海外に山を購入し、二酸化炭素をより多く吸収するエリートツリーを植えるなど取組んでいる。森林組合もそういった環境問題への取組も真剣に考えてほしい。**答** 森林の手入れをすることで二酸化炭素の吸収に繋がると思うので、森林整備を進めていきたい。

組合の業務時間

完全週休2日制に移行しています。

- 業務時間：
 - ◎夏季時間 (5月1日～11月30日) 8:00 ～ 17:00
 - ◎冬季時間 (12月1日～4月30日) 8:30 ～ 17:00
- 休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

東神楽地区の組合員の皆様へ 出資証券廃止のお知らせ

当森林組合は全国的な株券電子化の流れの為、平成27年6月30日をもって出資証券を発行しないこととさせていただいており、当組合の組合員名簿により電子データで管理しています。今後、出資証券にかわり出資残高通知書にてお知らせいたします。

出資残高通知書は

- ①出資残高の変動
- ②所有者異動
- ③新規加入

があった場合のみ発行致します。

毎年発行しませんのでご了承願います。尚、今現在お手持ちの出資証券はご自身で破棄して下さい。

作成日：令和4年5月31日
旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

組合員名 様

出資残高通知書

令和4年5月31日現在の出資金残高は以下のとおりです。

出資CD	出資口数	出資金額	出資預り金
No.	32 口	32,000 円	円

※今後、出資残高をご確認したい時は、組合までご連絡下さい。

労働安全衛生講習会を開催しました

4月15日に作業員、職員、事業体（6社）の総勢28名が参加して安全講習会を開催しました。

講師には林材業労災防止協会の横石幸雄様を迎え、「労働災害は何故起こるのか」と題し、講義を頂きました。

林業では重篤な労働災害が多発しています。災害がないことだけでは、安全と言わず、リスクが小さいことを証明でき



労働安全衛生講習会

てはじめて安全といえる。危ない可能性のあるところを前もって予測し、予防手段を講じて安全を確保する。優先順位をつけ対策をとることで、労働災害を未然に防止するリスクアセスメントについてお話されました。



コンプライアンス研修

講習会開催前には、澁谷アドバイザーが講師となりコンプライアンスと森林認証林での作業マニュアルについて研修を行いました。本年も労働安全衛生への共通認識を持ち全員一丸となって安全作業に取り組んで参ります。

組合員各種届出のお願い

- ①相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき
(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
- ②自宅の住所・連絡先が変更になったとき

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。



※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページのURLについて】

【<http://www.a-sinrin.com>】

です。是非、ご覧ください。



旭川市森林組合役員紹介

役員体制



代表理事組合長
木津 勝
(選任区 3区)

去る6月1日東神楽町
森林組合との合併登記が
完了致しました。

合併第1回理事会と
監事会が開催され新体
制が決まりました。任期
は合併契約第5条9項に
基づき、合併後開催され
る最初の通常総代会ま
で、両組合の現役員が就
任することになっており
ます。

組合員皆様の負託に応
え信頼される組合として
役員一丸となつて全力を
尽くす所存です。今後
ともよろしくお願い申し
上げます。



理 事
武石 正志
(選任区 1区)



副組合長理事
角 一郎
(選任区 4区)



副組合長理事
久保 宣夫
(選任区 6区)



副組合長理事
明田 教義
(選任区 5区)



理 事
藤原 悟
(選任区 6区)



理 事
城 英利
(選任区 6区)



理 事
伴野 茂
(選任区 6区)



理 事
椿 芳夫
(選任区 2区)



理 事
品川 功
(選任区 1区)



理 事
定岡 秀樹
(選任区 5区)



理 事
飯田 賢治
(選任区 6区)



理 事
安田 進
(選任区 2区)



監 事
日下 猛文
(選任区 1区)



代表監事
高倉 忠
(選任区 3区)



理 事
安孫子順一
(選任区 4区)



理 事
小檜山 隆
(選任区 3区)



監 事
池生 勝義
(選任区 6区)

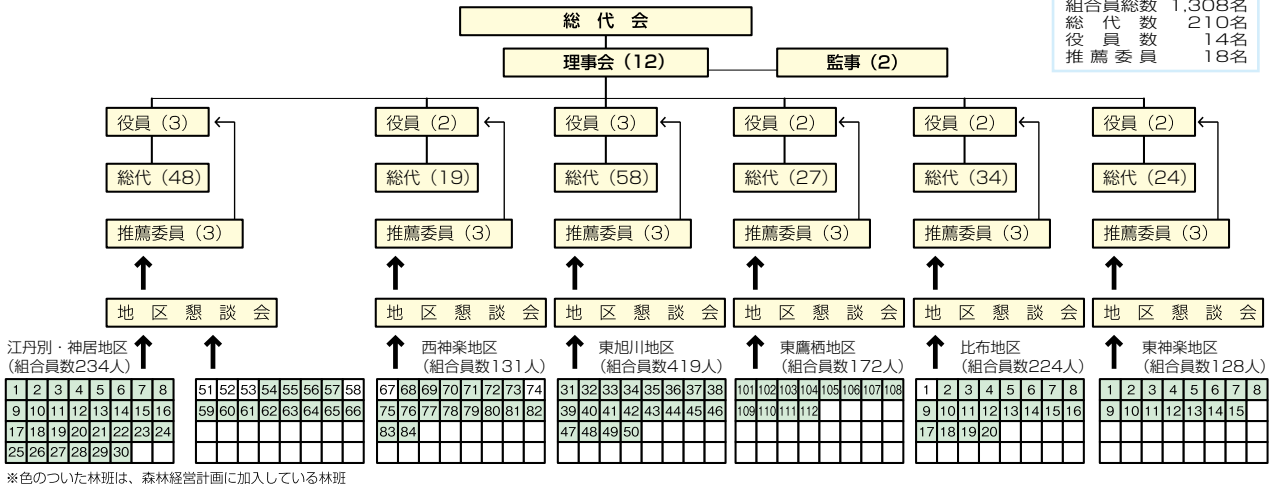


監 事
高橋 進
(選任区 6区)

合併後の旭川市森林組合組織図

合併後の最初の総代会を令和5年2月下旬に予定しており合併に伴う定款附属書の変更にしたが、総代選挙、役員選任、推薦委員の選出等を各地区で実施することに成ります。詳しくは令和4年12月開催予定の地区別懇談会で説明し実施してまいります。

組合員総数 1,308名
総代数 210名
役員数 14名
推薦委員 18名



*色のついた林班は、森林経営計画に加入している林班

**山林の売買
は林地供給
事業で**

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

**09月31日迄
賦課金の納入期限**

森林組合の賦課徴収額につきましては、2月の総代会で次のとおり決定を頂きました。期日が8月31日に変更となっておりますので納入をお願いします。尚、10ha以上所有されている方の面積割は、10ha未満が200円、10ha以上が1000円で計算されますので御了承願います。

**森林調査等の
ために森林に
立入ります**

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

立入り調査内容

(1) 森林整備等の実態調査
(2) 除・間伐予定地の実態調査
(3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
(4) 未立木地の調査など

調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。よろしくお願い致します。



旭川市のアライグマ捕獲業務 アライグマが箱罠に掛かった方へ



アライグマ捕獲業務打合せ

- ◎当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日何うことが出来ますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。
【連絡先】旭川市森林組合 (080-6083-2355)
- ◎土日休日はアライグマの回収は行いません。

《お願い》
◎1日1回、箱罠の確認をお願いします。
餌がない場合には補充をお願いします。
◎アライグマの情報(目撃・痕跡・被害)をお寄せください。

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 木津 勝
 従業員数 31名
 組合員数 1,308人
 森林所有面積 10,799²⁵ha
 出資金 93,969千円
 事業区域 旭川市・比布町・東神楽町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

(現)	(現)	(現)	(現)	(現)	(現)
総	総	総	総	総	総
代	代	代	代	代	代
山	竹	中	木	吉	岸
田	村	本	下	田	本
善	清	省	昌	庚	
光	美	諭	直	司	雄
令	令	令	令	令	令
和	和	和	和	和	和
四	四	四	三	三	三
年	年	年	年	年	年
五	五	一	一	八	七
月	月	月	月	月	月
十	十	二	十	十	十
九	六	十	四	六	六
日	日	日	日	日	日

総代として永年組合の事業推進にご尽力をいただきました。
 ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

訃報

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
お支払いの
対象となる
8つの災害



旭川市森林組合